

下関市条件付き一般競争入札実施要領

平成 17 年 2 月 13 日制定

平成 18 年 1 月 4 日施行

(目的)

第 1 条 この要領は、下関市が発注する建設工事及び委託業務（以下「建設工事等」という。）の請負契約に係る条件付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、下関市契約規則（平成 21 年規則第 29 号。以下「契約規則」という。）及び下関市工事請負契約事務手続要綱（平成 17 年 2 月 13 日制定）によるほか、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(対象建設工事等)

第 2 条 一般競争入札に付する建設工事等は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事及び工事請負契約担当課で入札・契約事務を行う委託業務で、設計金額が 500 万円以上のものとする。ただし、市長が特に認める建設工事等の場合は、この限りでない。

(一般競争入札の告示等)

第 3 条 市長は、一般競争入札を実施するときは、契約規則第 4 条に掲げる事項を告示するとともに、建設工事等の概要を公表するものとする。

2 前項の規定による告示は、市役所門前掲示場に掲示して行うとともに、インターネットを利用して閲覧に供するものとし、建設工事等の概要は、契約室において又はインターネットを利用して閲覧に供するものとする。

(入札参加資格)

第 4 条 入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

(2) 市の入札参加資格者名簿に登載され、当該入札において指定する総合評点を満たすこと。

(3) 入札に付する工事と同種かつ同程度の工事を施工し、引き渡した実績があること。

(4) 入札に付する工事の施工に必要な資格と経験を有する技術者を工事現場に配置できること。

(5) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成27年9月1日施行）による指名停止期間中でないこと。

（入札参加資格確認申請書等の提出及び受付）

第5条 市長は、一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から第5項に規定する期限までに入札参加資格確認申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出を求めることとし、その旨を告示において明らかにするものとする。

2 入札参加希望者が行う申請書及び資料の提出は、次の各号によるものとし、その旨を告示において明らかにするものとする。

(1) 申請書の提出 電子入札にあっては下関市電子入札システムを、
電子入札以外の入札にあってはファクシミリを使用して提出

(2) 資料の提出 ファクシミリを使用して提出

3 第1項の申請書及び資料の提出期限は、原則として入札告示の日から起算して5日以内（休日は除く。）とする。

4 前項に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は市長が入札参加資格がないと認めた者は、当該入札に参加することができない。

5 申請書及び資料の受付期間並びに受付場所を告示において明らかにするものとし、受付期間は、告示の日から申請書及び資料の提出期限までとするものとする。

6 申請書及び資料の受付は、契約課において行うものとする。

7 第1項、第2項及び第5項に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項を告示において明らかにするものとする。

(1) 資料の提出に関する問合せ先

(2) その他市が必要と認める事項

(資料の内容)

第6条 資料の内容は、次に掲げるものとし、告示において明らかにするものとする。

(1) 同種・同規模工事等の施工実績調書（第2号様式）

(2) 配置予定技術者の資格・工事等経験調書（第3号様式）

(入札参加資格の確認)

第7条 市長は、入札参加資格の確認を申請書及び資料の提出期限の日をもって行い、その結果を入札参加資格確認通知書（第4号様式）により通知するものとし、その旨を告示において明らかにするものとする。この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。

2 前項の規定による通知は、原則として申請書及び資料の提出期限の翌日（休日の場合はその翌日）までに下関市電子入札システム又はファクシミリで行うものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第8条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第1項の通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を持参することにより、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとし、その旨を告示において明らかにするものとする。

2 書面の提出先は、契約課とし、その旨を告示において明らかにするものとする。

3 市長は、第1項に規定する説明を求められたときは、原則として、第2項による書面の持参のあった日から3日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとし、その旨を告示において明らかにするものとする。

4 市長は、説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第1項の通知を取り消し、前項の規定による回答と併せて、改めて入札参加資格のある旨の通知を行うものとする。

5 入札の執行は、前2項の手続が終了していることを確認のうえ実施するものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第9条 設計書、図面及び仕様書並びに契約条項(以下「設計図書等」という。)は、告示後速やかに、インターネットを利用して閲覧に供するものとし、入札参加希望者がダウンロードにより設計図書等入手する旨を告示において明らかにするものとする。それ以外の場合においても、設計図書等の配布方法については、告示において明らかにするものとする。

2 設計図書等に対する質問書の提出は、ファクシミリにより行うものとし、その旨を告示において明らかにするものとする。

3 質問書の受付期限及び場所を告示において明らかにするものとする。

4 質問書に対する回答は、質問提出者のみに回答するものとし、その旨を告示において明らかにするものとする。

(現場説明会)

第10条 現場説明会は、原則として実施しないこととする。ただし、工事内容等により、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 前項のただし書の規定により現場説明会を行う場合には、現場説明会を行う旨及び現場説明会を行う日時、場所等を告示において明らかにするものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第11条 入札保証金は、契約規則第5条、第6条及び第14条に基づいて執行する。

2 契約保証金は、契約規則第14条から第25条及び第29条に基づいて執行する。

(入札の無効等)

第12条 告示に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに下関市工事請負契約入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨並びに市長により入

札参加資格のあることを確認された者であっても、入札までの間に第4条の資格を有しなくなった場合は、入札に参加できないものとし、その旨を告示において明らかにするものとする。

(入札結果の公表)

第13条 一般競争入札に付した工事については、建設工事等における入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領（平成17年2月13日施行）に基づき、入札の結果を公表するものとする。

第14条 申請者から提出された申請書及び資料は、申請者に返還せず、公表しないものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の取扱いに必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成17年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

（あて先）下関市長

申請者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成 年 月 日付けで入札公告のありました下記工事等に係る入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと並びにこの申請書及び添付資料については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事等名称

2 添付書類

- ・同種・同規模工事等の施工実績調書（第 2 号様式）
- ・配置予定技術者の資格・工事等経験調書（第 3 号様式）
- ・その他（ ）

注 1 提出部数は 1 部とする。

2 上記提出書類のうち、本工事について不必要なものについては抹消すること。

第1号様式（JV用）（第5条関係）

入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

（あて先）下関市長

申請者 企業体名：

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

平成 年 月 日付けで入札公告のありました下記工事等に係る入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと並びにこの申請書及び添付資料については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事等名称

2 添付書類

- ・同種・同規模工事等の施工実績調書（第2号様式）
- ・配置予定技術者の資格・工事等経験調書（第3号様式）
- ・その他（ ）

注 1 提出部数は1部とする。

2 上記提出書類のうち、本工事について不必要なものについては抹消すること。

第 2 号様式（第 6 条関係）

同種・同規模工事等の施工実績調書

（工事等名称： 工事）

会社名： _____

同種・同規模工事等の条件		
工事等名称	工事等名称	
	発注者名	
	施工場所	
	契約金額	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態等	単 体 / 共同企業体（出資比率 %） 下 請
工事等概要	構造形式等	
	規模寸法等	

- 注 1 工事等の施工実績を記載すること。
- 2 受注形態は、該当しないものを抹消すること。
- 3 公告において明示した施工実績について、的確に判断できる具体的項目を記載すること。
- 4 下関市発注以外の工事等実績を添付する場合は証明するものを添付すること。（発注証明又は契約書の写し等、施工概要がわかるもの）
- 5 同種・同規模工事等の条件欄には、工事公告中の「2 入札条件（5）」に記載されている条件を記載すること。

第3号様式（第6条関係）

配置予定技術者の資格・工事等経験調書

会社名：_____

配 置 予 定 技 術 者 氏 名	
法 令 に よ る 免 許	資格の名称
	取得年月日
	免許番号等

既 経 験 工 事 等 概 要	工 事 等 名 称	
	発 注 者 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	従 事 役 職	
工 事 等 内 容		

- ・ 公告において明示した同種・同規模の施工実績について、的確に判断できる具体的項目を記載すること。
- ・ 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の写しを添付すること。

様

記

公 告 日	年 月 日
工 事 等 名 称	
入札参加資格の有無	有 ・ 無
入札参加資格がないと認めた理由	

10